

伊賀市告示第 133 号

伊賀市国民健康保険税減免取扱要綱を次のとおり定める。

平成 17 年 7 月 1 日

伊賀市長 今 岡 陸 之

伊賀市国民健康保険税減免取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 伊賀市国民健康保険税条例（平成 16 年伊賀市条例第 110 号）第 19 条第 1 項に規定する国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免については、この要綱に定めるところによる。

(減免の範囲と認定)

第 2 条 市長は、保険税の納付義務を負う世帯主（以下「納税義務者」という。）又はその世帯に属する国民健康保険被保険者（以下「世帯員」という。）が次の各号のいずれかに該当し、その生活が著しく困難となり、保険税の減免を必要と認められるものから申請があった場合には、その者の納付すべき当該年度分の税額のうち、申請の日以後の納期に係る納付額に相当する金額について、減免することができる。

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、又は資産及び収入に大きな損害を受けたとき。

(2) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

(3) 生計を一にする者が、疾病又は負傷したことにより、収入が著しく減少したとき。

(4) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 59 条の規定に該当する被保険者の属する世帯

(減免の割合)

第 3 条 保険税の減免事由、区分、減免割合、取扱いは別表のとおりとする。

2 前項の場合において、1 の納税義務者が 2 以上の減免事由に該当するときは、減免割合の大なるものについて適用する。

(減免申請)

第 4 条 保険税の減免を受けようとする納税義務者は、保険税減免申請書（様式第 1 号）にその事由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、速やかにこれを調査し、申請の事由が事実と相違ないことを確認するものとする。この場合において必要があると認めるときは、当該納税義務者に対し、文書その他の物件の提出を命じ、又は職員に質問させることができる。

(減免の通知)

第 5 条 市長は、保険税の減免を決定したときは、その変更額を当該申請者に対し、速やかに通知書（様式第 2 号）により通知しなければならない。承認しなかった場合も、また、同様とする（様式第 3 号）。

(減免の取消し)

第 6 条 市長は、保険税の減免措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに減免の措置を取り消すものとする。

(1) 資力の回復その他の事情の変化によって減免が不相当と認められるとき。

(2) 偽りの申請その他不正な行為によって減免の措置を受けたと認められるとき。

附 則

この告示は、平成 17 年 7 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

減免事由	損害等の程度	減免割合・取り扱い
第 2 条第 1 号	死亡、住居の全壊・全焼	全部
該当	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による生活扶助を受けることとなった者	全部
	障害者(地方税法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。)となった場合	10 分の 9
	損害金額が住宅又は家財価格の 10 分の 5 以上のとき。	前年度所得金額が 500 万円以下 全部 750 万円未満 2 分の 1 750 万円以上 4 分の 1
	損害金額が住宅又は家財価格の 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満のとき。	前年度所得金額が 500 万円以下 2 分の 1 750 万円未満 4 分の 1 750 万円以上 8 分の 1
第 2 条第 2 号 該当	当該年度中の納税義務者及び世帯員の総所得金額が前年中の総所得(譲渡及び一時所得を除く。)と比べて 3 割以上減少している。	減少割合 7 割以上  所得割、資産割額の 70%  減少割合 5 割以上 所得割、資産割額の 50% 減少割合 3 割以上 所得割、資産割額の 30%
第 2 条第 3 号 該当	当該年度中の納税義務者及び世帯員の総所得金額が前年中の総所得(譲渡及び一時所得を除く。)と比べて 3 割以上減少している。	税額の 3 分の 2 以内の額。  ただし、均等割額と平等割額との合計額を下回ること はできない。
第 2 条第 4 号 該当	被保険者が 1 日本国外にあるとき。 2 少年院その他これに準ずる施設に收容されたとき。 3 監獄、労役場その他これに準ずる施設に拘禁されたとき。	当該理由に該当する日の属する月から該当しなくなった日の属する前月までの期間に課税される当該被保険者に係る保険税の額 免除